

特定非営利活動法人 日本小児血液・がん学会  
第 20 回（平成 26 年度第 4 回）理事会議事録

- 日 時：平成 27 年 2 月 6 日（金） 13：00～17：00
- 場 所：会議室のルビコン 201 会議室  
東京都中央区日本橋 3-6-10 くりはらビル 2 階
- 出席者：堀部敬三（理事長）  
越永従道（副理事長）  
大賀正一、小原 明、菊田 敦、嶋 緑倫、滝 智彦、田尻達郎、田中祐吉  
野崎美和子、檜山英三、堀 浩樹、前田美穂、米田光宏（以上理事）  
田口智章（監事）  
杉田完爾（第 57 回学術集会会長）  
黒田達夫（第 58 回学術集会会長）
- 欠席者：井上雅美、小川千登世（以上理事）  
花田良二（監事）  
石井榮一（第 59 回学術集会会長）

議長：堀部理事長

冒頭に、本日の理事出席者数は 16 名中 14 名であり、定款 27 条 2 項に定める成立定足数を満たしているため、本理事会は成立することを確認し、以下の議案について逐次審議に入った。

I. 議事録署名人の選出

大賀正一理事、嶋 緑倫理事が選任された。

II. 前回・前々回議事録（案）の確認

議長より、前回・前々回議事録（案）が示され、その承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

III. 審議事項

1. 第 1 回小児血液・がん指導医認定の件

米田専門医制度委員長より、資料をもとに、第 1 回小児血液・がん指導医申請者 90 名について、委員会にて資格を審査した結果、全員適格と判定された旨の報告があり、90 名の認定について議場に承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

## 2. 専門医制度施行細則改正の件

米田専門医制度委員長より、資料をもとに、専門医制度施行細則に下記附則 6・附則 7 を追記する旨の提案があり、議場に承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

なお、附則 6 における留学、出産・育児、病気、介護の証明方法については、今後、委員会にて検討・規定するが、附則の中に記載しないこととした。

また、附則 7 における研修施設現況報告については、現況報告後、更新要件に不足のある研修施設に対して、適宜指導する必要があることが確認された。

附則 6 (専門医・指導医・小児がん認定外科医の更新猶予規程) 留学、出産・育児、病気、介護等により、専門医(第 11 条、第 12 条)、指導医(第 15 条)、小児がん認定外科医(第 18 条、第 19 条)の基準に該当しなかったため、専門医・指導医・認定外科医の資格を喪失したものが、その後の研修により同条の基準に該当するに至ったと専門医制度委員会が認めたときは、学会は当該者の資格喪失はなかったものとみなし、認定を更新することができる。ただし、資格喪失後 2 年までとし、2 回連続しての資格喪失後の更新は認めない。

附則 7 (専門医研修施設現況報告) 専門医研修施設は毎年 5 月に規定された様式に従って専門医制度委員会に現況報告を行う。

## 3. 専門医研修施設情報のデータベース化の件

米田専門医制度委員長より、資料をもとに、専門医研修施設管理のため、研修施設情報をデータベース化する案が提示され、議場に承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

費用：1 施設年間 650 円×100 施設＝65,000 円(年間)

効果：施設情報を最新に保ち、研修施設の管理・連絡を容易にする。

## 4. 専門医制度委員委嘱の件

米田専門医制度委員長より、専門医制度委員の選任について下記 2 名が委員会より推薦され、2 名の委員委嘱について議場に承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

なお、小田 慈委員については、これまで委員であったが名誉会員となったため任期を残して委員資格を喪失した経緯から、本来の残任期間である 2015 年 12 月 31 日までの任期とする。

5. 自然退会者の会員資格継続の件

堀部理事長より、資料をもとに、会費未納により自然退会となった会員 2 名より、滞納会費入金の上、会員資格継続要望書が提出された旨の報告があり、会員資格継続について議場に承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

なお、今後、会員資格継続要望書には、以後会費滞納がないよう留意する旨の記載を必要とすることが確認された。

6. 定款施行細則改正の件

野崎規約委員長より、資料をもとに、定款施行細則の改正案が提示され、討議の結果、下記文言にて承認された。

現行	改定後
(理事の選任)	同左
第 3 条 理事は定款第 1 4 条により評議員の中から立候補制によって選任される。	同左
	2. 選挙に先立って年齢制限等によって被選挙権を有さない評議員の中から理事会の推薦によって 2 名以上の選挙管理委員が選任される。
	3. 選挙管理委員会は選挙の行われる 3 ヶ月前までにすべての選挙に関する日程を全会員に対して公示する。選挙管理委員の氏名も同時に全会員に公表される。
2. 理事の候補者になろうとする者は、定められた期日までに領域を明示のうち履歴ならびにマニフェストを文書によって理事長に届け出ることとする。	4. 理事の候補者になろうとする者は定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
3. 同じ候補者が理事長と理事の両方に立候補することは可能だが、推薦は認めない。	5. 理事候補者が同時に理事長に立候補することはできるが、理事長に選任された場合は領域別理事候補者から除外される。
4. 細則第 2 条 3) に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、任期中に 66 歳の誕生日を迎えてはならない。立候補は 63 歳までとする。	6. 細則第 2 条 3) に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年 12 月 31 日現在の満 63 歳までとする。
5. 評議員会において立候補者でない評議員の中から選任される選挙管理委	削除

員の管理のもとに評議員の投票により選出される。	
6. 投票は候補者の履歴とマニフェストを配布のうえ出席評議員によるものとし、委任状による投票はこれを認めない。	7. 選挙管理委員会は、領域別の候補者名簿と有権者名簿、候補者の立所信表明をそろえ、領域別に選出すべき理事数、及び投票方法を選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。
	8. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。
	9. 評議員に電子メールにより投票期間を周知し、投票開始日、投票終了日にリマインドメールを送付する。
	10. 選挙結果は即時、全評議員に通知し、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。
7. 理事候補者が定数の領域は信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。	11. 同左
	12. 理事候補者が領域別定数に満たない場合は選挙管理委員会の答申により理事会が候補者を推薦することができる。
8. 候補者が領域の定数を超えたときは不完全連記による投票で選出する。不在者投票は認めない。得票数が同票の場合は、抽選により当選者を選出する。	13. 候補者が領域別定数を超えたときは不完全連記による投票で選出する。得票数が同票の場合は、評議員会で抽選により当選者を選出する。
9. 理事長1名のほか各領域からの理事の定数は下記により、投票は全出席評議員により全ての領域における候補者に対して行われ、各領域で選出する人数と同数の連記（内科系の領域、外科系の領域）または単記（放射線の領域、病理の領域並びに基礎医学の領域）投票とする。投票用紙には全ての候補者が記載される。	14. 領域別理事定数は以下のとおりとする。評議員は各自の所属する領域に限定されることなく、全領域の候補者に対して選挙権を有する、
1) 内科系の領域                      8名	同左
2) 外科系の領域                        4名	同左

3) 放射線の領域	1名	同左
4) 病理の領域	1名	同左
5) 基礎医学の領域	1名	同左
10. 理事の任期は選出された翌年の1月1日から2年間とし、連続2期まで務められるものとする。		15. 理事の任期は選出された年の総会終了翌日から次々期総会終了日までの2年間とし、連続して2期まで務めることができる。
11. 連続2期の任期満了後の引き続いての再任は認められない。		削除
12. 理事の改選は2年ごとに行い、再任の認められない理事または再任を辞退した理事数を各領域で選出する人数として改選する。ただし、定款第17条等による補欠あるいは増員の場合はこの限りではなく、定款第16条3項に従い、任期は前任者あるいは現任者の残存期間となる。		16. 同左
13. 法人設立当初の理事の定数ならびに任期は附則に別に定める。		17. 同左
14. 任期満了の監事は連続して理事への就任はできない。		18. 同左
15. 理事候補者は監事の候補者になることができない。		19. 同左
(監事の選任)		同左
第4条 監事は定款第14条により評議員の中から立候補または推薦によって選任される。		同左
2. 監事の候補者となろうとする者は、定められた期日までに履歴を文書によって理事長に届け出ることとする。		2. 監事の候補者になろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
3. 細則第2条3)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、その任期中に66歳の誕生日を迎えないことが立候補者の条件となる。		3. 3. 細則第2条3)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年の63歳までとする。
4. 評議員会において立候補者でない評議員の中から選任される選挙管理委		4. 選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第3条第2項で選任されたものがこれ

員の管理のもとに評議員の投票により選出される。	を務める。
	5. 選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページ会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。
5. 投票は候補者の履歴を配布のうえ出席評議員によるものとし、委任状による投票はこれを認めない。得票数が同票の場合は、抽選により当選者を選出する。	6. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる、
6. 理事会が総会に推薦する監事の定数は2名とし、2名の連記投票とする。	7. 同左
7. 得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは抽選により当選人を定める。定数の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2を獲得しなければならない。	8. 得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは評議員会で抽選により当選者を選出する。候補者が定数の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2を獲得しなければならない。
	9. 選挙結果は即時、監事候補者として全評議員に通知する。
8. 選挙結果は総会へ報告され、承認を受けなければならない。	10. 結果は総会へ報告し承認を得た後に学会ホームページに公表する。
9. 監事の任期は選出された翌年の1月1日から2年間とし、再任を認めない。	11. 監事の任期は選出された総会終了翌日から次々期総会終了日までの2年間とし、再任を認めない。
10. 監事は理事ならびに職員を兼任できない。	12. 同左
11. 任期満了の理事は連続して監事に就任できない。	13. 同左
12. 監事候補者は理事の候補者になることができない。	14. 同左
(理事長の選任)	同左
第5条 理事長は理事候補者の中から立候補とし、全出席評議員による選挙で選任される。理事長選挙は理事選挙に先	第5条 理事長は理事候補者の中から立候補とし、理事長選挙は理事選挙に先だって行われなければならない。

立って行われる。	
	2. 細則第2条3)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年12月31日現在の満の63歳までとする。
	3. 理事長選挙に先立って評議員の中から選挙管理委員が選任されるが、選挙管理委員は第3条第2項で選任されたものがこれを務める。
2. 理事長の候補者は定められた期日までに履歴ならびにマニフェストを文書によって理事会に提出する。	4. 理事長の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
	5. 選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。
	6. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。
3. 理事長は白票も含む有効投票の過半数獲得者とする。候補者1名の場合は、信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。複数の候補者で過半数獲得者がいない場合は上位2名で決選投票を行う。不在者投票は認めない。	7. 理事長は有効投票の過半数を獲得したものとする。候補者1名の場合は、信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。得票数同数の場合は年齢の若い者を当選とする。
	8. 選挙結果は即時、全評議員に通知される。
	9. 結果は総会に報告された後学会ホームページに公表する。
	10. 理事長は選任された時点で領域別理事または理事候補者から除かれる。
4. 監事に選挙権はないものとする。	削除
5. 理事長はこの法人を代表し、その業務を総括する。	11. 同左
6. 理事長の任期は選出された翌年の1月1日から2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。	12. 理事長の任期は選出された総会終了翌日から次々期総会終了日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。

(副理事長の選任)	同左
第6条 副理事長は理事の中から理事長によって指名され、総会に報告される。	第6条 同左
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に難あるときはその職務を代行する。	2. 同左
3. 副理事長の任期は選出された翌年の1月1日からの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。	3. 副理事長の任期は選出された総会終了翌日から次々期総会終了日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる
(疾患委員会)	同左
第15条 疾患委員会委員は、評議員の中から、自薦・他薦により選挙によって選出される。理事会の議を経て理事長が委嘱する。	第15条 疾患委員会委員は、評議員の中から、選挙によって選出され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
2. 選挙は、評議員会において領域を問わず出席評議員全員による投票によって行われる。	2. 選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第3条第2項で選任されたものがこれを務める。
	3. 疾患委員会委員の候補者となろうとする者は、定められた期日までに選挙管理委員会に所定の立候補用紙をもって届け出るものとする。
	4. 選挙管理委員会は、疾患委員会別に選出すべき委員数、委員候補者名簿と候補者の所信表明をそろえて、選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページ会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。
	5. 選挙は、領域を問わず全評議員による電子投票によって行われる。
3. 各委員会の定数は最大9名とする。	6. 同左
	7. 得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは評議員会で抽選により当選者を選出する。候補者が定数の場合は無投票当選とする。
	8. 選挙結果は、即時、全評議員に通知される。



4. 委員は疾患委員会を2つまで兼任できるものとする。常設委員会の兼任は問わない。	9. 同左
5. 委員の任期は2年間とし、連続再任は2回まで認められる。	10. 委員の任期は選出された総会終了翌日から次々期総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで務められる。
6. 理事長は各疾患委員会の担当理事を理事の中から委嘱する。	11. 同左
7. 担当理事は理事会ならびに総会に委員会活動報告を行い、承認を得なければならない。	12. 同左
8. 疾患委員会の委員長ならびに副委員長は委員の中から委員会規程によって選任され、理事長により委嘱される。	13. 同左
9. 委員長ならびに副委員長の任期は2年間とし、連続再任は2回まで認められる。	14. 委員長ならびに副委員長の任期は選任された日から次々期総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。

#### 7. 移行期医療検討委員会構成員の件

前田理事より、移行期医療検討委員会の構成について、委員構成案が示され、議場に承認を求めたところ、全員異議なく承認された。委員は多職種より5名選任する。

#### 8. 一般社団法人化の件

堀部理事長より、資料をもとに、第1回法人化WG開催の報告があり、本会の一般社団法人化に向けて進めていくことについて議場に承認を求めたところ、以下の討議がなされ、下記の条件をつけて承認された。

##### 討議内容

- ・代議員制をとった場合、代議員の呼称は評議員としても良いのか。  
→呼称は評議員としても良い。
- ・一般社団法人となり、理事・理事長の選出方法に規則はあるのか。  
→規則はない。特定非営利活動法人と比べ制限は少なくなる。
- ・一般社団法人への移行は急務ではないように感じるため、会員への説明も含め、時間をかけて行うべきではないか。  
→現在の定款の事業内容に変更が必要だと感じている。定款へ教育・研修事業の追記、会費の階層化を含め幅広い領域からの会員の募集を行うことも考えると、活動の幅が増える一般社団法人への移行が重要だと考えている。また、まずは

看護の領域からの評議員を選出できるように働きかけていくことを考え、急な体制変更とならないように配慮する予定である。

- ・代議員制をとっても、会員の意見を反映できるようには変わらないのではないか。  
→現在は評議員の意見を反映できない体制であり、総会の出席率も低い（約 80 名程度）、代議員制によって、評議員の意見を反映できるようになることは、現状よりは会員の意見を反映できる体制になると考えている。
- ・社員総会の頻度は増えるのか  
→原則は年 1 回として進める。意思決定に参加できる体制の変化そのものに意義があると考えている。
- ・NPO 法人と一般社団法人では税制上に変化はあるのか。  
→税制上変化はない。
- ・代議員の会員に占める割合に制限はあるのか。  
→制限はない。他学会では 10%程度が多いが、当面は、現評議員は全て代議員となるように進めていく予定である。
- ・一般社団法人化後は会計年度も変更するのか。  
→会計年度が総会時期に縛られないようにはなるが、年度変更時期と報告時期に乖離が生じることの問題も含め、今後も検討していく事項とする。
- ・学会の方向性・活動が不明確に感じる、会員活動に具体的に変化はあるのか。  
→小児血液・がん分野の学術・医療を支える中心となり、牽引する学会となるのが大きな方向性である。そのために教育研修を定款に含め、会費を階層化することで門戸を広げるなど、学会の体制を変化させる。会員へは、NPO 法人であり続けることのデメリットを明確に説明することが必要であり、今後検討していく事項とする。

条件

- ・日本小児がん学会の NPO 法人化に尽力した檜山英三理事を法人化WG委員として委嘱する。

## 9. 2回連続評議員会欠席者の資格審査の件

井上評議員資格審査委員長が欠席のため、堀部理事長より、資料をもとに、2回連続評議員会欠席者 25 名について、委任状提出の有無、欠席理由の有無、欠席理由有りの場合は欠席理由が示され、下記の提案について議場に承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

- ・今回は欠席理由未提出による資格喪失のアラートが十分でなかったため、委任状提出を評議員会出席の代替行為とみなす。

これにより、本年度 2回連続評議員会欠席者 25 名については評議員資格継続となった。

#### 1 0. 造血細胞移植委員会規定の件

堀部理事長より、資料をもとに、造血細胞移植委員会規定が示され、その承認を議場に求めたところ、下記 2 点の文言訂正の上、承認された。

1. 「一般社団法人」を「特定非営利活動法人」に訂正する。
2. 附則 1. この規定は「平成 26 年」を「平成 27 年」に訂正する。

#### 1 1. 「健常小児ドナーからの造血幹細胞採取に関する倫理指針」の英文化の件

堀部理事長より、資料をもとに、英文が示され、その承認を議場に求めたところ、下記文言を訂正の上、承認された。

「Japanese Society of Pediatric Hematology」の表記については、現在本会が日本小児血液・がん学会となっていることから、表記を変更することとする。

### IV. 報告事項

#### 1. 庶務報告

越永庶務委員長より、資料をもとに、会員状況について報告がなされた。また、入会申請者について、資料をもとに、申請者 29 名の入会承認を議場に求めたところ、全員異議なく承認された。

#### 2. 社会・広報委員会報告

檜山社会・広報委員長より、資料をもとに、本会ホームページにおける本会紹介文及びコンテンツの英文化案が示され、議場に承認を求めたところ、理事数「17 名」の文言を「16 名」に、「機関誌」の文言を「学会誌」に変更することとし、承認された。

また、本会ホームページ、一般向けページの改定進捗状況について報告がなされた。

なお、疾患登録状況の一般向けページへの掲載について、今後、委員会にて検討することとなった。

#### 3. 学会誌編集委員会報告

嶋学会誌編集委員長より、資料をもとに、本会学会誌の発行状況及びオンラインジャーナル化進捗状況について報告がなされた。

なお、オンラインジャーナル化後、会費未納者に対して閲覧権が即時停止されるかについて、今後、委員会にて検討することとなった。

#### 4. 利益相反委員会報告

田中利益相反委員長より、資料をもとに、役員向け、講演会発表者向け、学会雑誌発表者向け、ガイドライン作成者向けの 4 種類の利益相反申告書案が示され、議場に

その承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

#### 5. 保険診療委員会報告

小川保険診療委員長欠席のため、堀部理事長より、保険診療委員会活動について下記報告がなされた。

- 1) 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬提出会議へ提出した薬剤リストについて厚生労働省から修正依頼を受け、テモゾロミドの適応を二つに分け、9 薬剤 10 件とした。今後検討対象となるかが審議される。
- 2) 抗血栓薬 活性化プロテイン C 製剤「注射用アナクト C2,500 単位」治療における DPC 枠の要望書を提出。
- 3) 28 年度診療報酬改定に、本学会から医療技術評価提案書を提出。  
今後、内保連内小児関連学会から要望の内、各項目 5 つの推薦が決定され、提出される。また、内保連推薦とは別に、各学会 30 分の説明時間が割り当てられるため、その際は、内保連推薦から漏れたもの、あるいは強調したいものは学会として説明する。

#### 6. 教育・研修委員会報告

大賀教育・研修委員長より、資料をもとに、学会教育セッション・地区教育セミナー企画案の報告がなされた。以後、プログラム委員会で検討される。

杉田会長より、シンポジウムの中に教育セッションを包含させることが提案され、今後、学術集会プログラム委員会で検討されることとなった。

#### 7. 学術集会プログラム委員会報告

田尻学術集会プログラム委員長より、資料をもとに、第 56 回学術集会優秀ポスター賞受賞者について、モデレーターの評価及び推薦順位から委員会で検討した結果、18 名が推薦されたとの報告がなされた。その件について、議場に承認を求めたところ、全員異議なく承認された。受賞者は第 57 回学術集会にて表彰される。

また、資料をもとに、第 57 回学術集会の準備状況について報告された。

これまで常に準備状況が後手に回っていることを鑑み、今後は第 58 回学術集会の準備も並行して進めていく。

- ・専門医制度整備指針に即した教育セッションの構成にするべきではないかとの意見があり、討議がなされた。

→即時ではないが、第 58 回学術集会では必要になると考えられるため、今後、教育・研修委員会で検討することとする。

## 8. 専門医制度委員会報告

米田専門医制度委員長より、資料をもとに、2015年専門医・研修施設・認定外科医・研修集会認定の進捗状況について報告があった。

また、2016年問題として、現況調査の結果、更新不可能研修施設が68施設、それに伴い研修続行困難になる専攻医が170名（専攻医全330名の半数以上）出るため、その対策を委員会にて検討している旨が報告された。

2016年問題は、今後、拡大専門医制度委員会を設け、検討していくこととなった。

また、領域別指導医については、十分な申請者数が見込めないため保留となっているが、今後、申請者へのインセンティブや学会間の連携も含め、委員会にて検討していくこととなった。

## 9. 疾患登録委員会報告

小原疾患登録委員長より、下記報告がなされた。

1. 一般会員からデータベースの二次利用について申請があった際の今後の対応を検討する予定である。
2. 今後収集するデータについて検討する予定である。
3. 小児・思春期・若年成人がん関連学会協議会を発足し、学会毎に収集しているデータを把握し、学会間の連携を強め、AYA世代について今後どのようなアクションができるかを検討している。現在、活動資金収集のため、厚労科研に申請している。  
なお、疾患登録の活動資金は、以前は厚生労働省から出ており、すべて賄っていたが、現在は学会活動となっている。今回の申請が通らない場合も学会間で補えあえるように検討している。

## 10. 国際委員会報告

堀国際委員長より、資料をもとに、下記の報告がなされた。

### 1. PBCの英文オフィシャルジャーナル化

購読希望者数が184名（2月6日現在）であるため、今後Wileyと契約を進める。

### 2. SIOPの日本招致の状況

現在、申請書を準備中である。Host Organizing Committeeとして、新たに堀部理事長、水谷修紀先生、内田雅代先生、山下公輔先生、田口智章先生、田尻達郎先生が選任された。

SIOPへは日本、オーストラリア、シンガポールが立候補予定である。ケープタウンでのプレゼンテーション後、選挙により決定する。

### 3. 海外研究者の招聘事業

シンガポールと香港を対象に交渉を開始している。現時点では、両者から返信

がない状況である。

4. ホームページの英文化について

社会・広報委員会の資料を参照。

5. APPA アワードへの分科会推薦について

理事・国際委員会委員からの推薦及びホームページによる会員への周知によって推薦者を決定する予定である。

アジア奨学基金については、年間 100 万円で 5 年分あり、昨年からはまっているため、あと 4 年分残されていることが確認された。

1 1. 診療ガイドライン委員会報告

菊田診療ガイドライン委員長より、資料をもとに、下記の報告がなされた。

- ・診療ガイドラインについて、6 月発刊を目指して進めている。
- ・指定難病委員会へ、指定難病とすべき疾病の案に関して意見を提出する。

1 2. 臨床研究倫理審査委員会報告

滝臨床研究倫理審査委員会より、資料をもとに、活動報告がなされた。また、今後、人を対象とする倫理指針に則した審査を行うよう進めていくことが報告された。

学会発表演題応募における IRB 承認要件について討議がなされた。臨床研究全演題に対して審査承認済を求めるのは演題応募数減少を招くので現実的でない。啓発のため演題登録時に IRB 承認有無のチェック欄を設ける。適応外薬を使った症例報告や研究についても、その範囲を規定するのが困難である。アナウンスする文章を作成する委員会を含め継続審議事項とする。

1 3. 疾患委員会報告

1) 造血細胞移植委員会報告

堀部理事長より、資料をもとに、下記活動状況の報告がなされた。

1. 小児ドナーの安全性調査に関する疫学観察研究について阪大の IRB 審査申請中
2. 小児ドナーの採取ガイドラインについて  
メール審議の上、承認されたら JSHCT ガイドランとして出版される。
3. 健常小児ドナーからの造血幹細胞採取に関する倫理指針」の英文化
4. 小児対象移植における TRUMP データの改訂を進めている。

2) 白血病・リンパ腫委員会報告

滝担当理事より、資料をもとに、今後の委員会活動について下記報告がなされた。

1. 稀な白血病の研究計画

本会臨床研究倫理審査の承認が得られたため、二次調査にむけて進めていく。

2. 「小児白血病・リンパ腫の疫学研究」研究実施計画 ver2.1

二次調査をしない方向で改訂する。

3) 組織球症委員会報告

前田組織球症委員会担当理事より、オブザーバーを依頼することを検討している旨が報告された。

1 4. 第 57 回日本小児血液・がん学会学術集会報告

杉田次期会長より、資料をもとに、学術集会準備状況について報告がなされた。

教育セッションの時間あたりの認定単位数について、今後専門医制度委員会で検討することとなった。

1 5. 第 58 回日本小児血液・がん学会学術集会報告

黒田次々期会長より、学術集会準備状況について報告があった。学術集会の開催曜日について木・金・土への変更案が提案された。日曜日を避けることで、250 万円の経費が削減され、外科医の負担が軽減する。当初、日本小児がん看護学会の要望と、がんの子どもを守る会の公開シンポジウム開催日の関係から金・土・日となっていた経緯があり、関連学会と調整の上、決定することとなった。

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。